

ID: 1680

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の7第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条の7第3項において準用する法第18条に準じ法第31条の7第1項の規定による。 (父子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第31条の7 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日